

長期優良住宅の認定を受けられた分譲事業者様へ

法第5条第3項に基づく申請により長期優良住宅の認定を受けたものについて、今後以下に該当する場合は必要な手続きを行ってください。

譲受人が決定した場合

譲受人が決定した場合、省令第11条第2項より、譲受人を決定した日から3か月以内に法第9条第1項の規定による変更の認定の申請が必要となります。

※契約締結又は引き渡しをもって譲受人の決定としてよい。

譲受人の決定の予定時期が変更となる場合

譲受人の決定の予定時期より6か月を超えて変更する場合は、法第8条第1項による変更の認定の申請が必要となります。

※省令第7条第1項第2号より、6か月以内の変更は軽微な変更となるため変更認定申請は必要ありません。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

3. 住宅の建築に係る資金計画

(注意) 建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
---------------------	---	---	---

[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日
---------------------	---	---	---

5. 譲受人の決定の予定時期 年 月 **6か月超える場合**

(注意)

- 3欄には建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
- この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。